

平成21年11月25日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
-----	-------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美	民 生 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長	山 田 英 夫	人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 忠	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定

- 日程第 3 議案第62号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第63号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第64号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第65号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第66号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第3回弥富市議会臨時会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、渡邊昶議員と伊藤正信議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第3回弥富市議会臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第62号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第63号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第64号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第65号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第66号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第3、議案第62号から日程第7、議案第66号まで、以上5件を一括議題といたします。
服部市長に提案理由の説明を求めます。
服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。
平成21年第3回弥富市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を

申し上げます。

本臨時会におきまして提案申し上げ、御審議をいただきます議案は、条例議案 4 件、予算関係議案 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第62号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、議案第63号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第64号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正、議案第65号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正の四つの条例につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第66号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億1,492万円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、衛生費におきまして、新型インフルエンザワクチン接種費用補助金であります。これに対します歳入といたしましては、県からの新型インフルエンザワクチン接種助成費補助金1,522万5,000円、財政調整基金繰入金507万5,000円を増額計上いたすものでございます。

以上、提案します議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 議案は総務部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） このたびの条例改正の内容につきまして、人事院勧告に準じます議員報酬、特別職給与、教育長給与、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、議員、特別職、教育長、一般職の職員についての共通事項として、12月に支給いたします期末手当の支給月数を0.10月分引き下げるものでございます。一般職の職員につきましては、期末手当にあわせて勤勉手当の支給月数を0.05月分引き下げるものでございます。また、本年 5 月に、平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する特例措置により減額措置が講じられましたが、勧告制度の枠組みとして取り扱うための条例改正を行うものでございます。

議案第62号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

2 ページめくっていただきまして、新旧対照表の 1 ページ、第 1 条関係をごらんください。

第 6 条では、12月に支給する期末手当につきまして、支給月数を1.75月から1.65月に0.10

月分引き下げるものでございます。

次のページ、新旧対照表の２ページ、第２条関係をごらんください。

第６条では、６月に支給する期末手当につきまして、支給月数を１.６０月から１.４５月に０.１５月分引き下げるものであります。

次に、議案第６３号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

２ページめくっていただきまして、新旧対照表の１ページ、第１条関係をごらんください。

第５条では、１２月に支給する期末手当につきまして、支給月数を１.７５月から１.６５月に０.１０月分引き下げるものであります。

次のページ、新旧対照表の２ページ、第２条関係をごらんください。

第５条では、６月に支給する期末手当につきまして、支給月数を１.６０月から１.４５月に０.１５月分引き下げるものであります。

次に、議案第６４号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

２ページめくっていただき、新旧対照表の１ページ、第１条関係をごらんください。

第２条第３項ただし書き中、１２月に支給する期末手当につきまして、支給月数を１.７５月から１.６５月に０.１０月分引き下げるものであります。

次のページ、新旧対照表の２ページ、第２条関係をごらんください。

第２条第３項ただし書き中、６月に支給する期末手当につきまして、支給月数を１.６０月から１.４５月に０.１５月分引き下げるものであります。

次に、議案第６５号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

１３ページめくっていただきまして、条例のあらまし、１ページをごらんください。

弥富市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし。

第１４条第１項第２号の住居手当の自宅に係る住居手当、これは、新築・購入後５年に限り、月額２,５００円を支給するものでございますが、これを廃止するものでございます。

第２０条第２項の期末手当、第２１条第２項第１号の勤勉手当につきまして、一般の職員の期末手当と勤勉手当の支給月数を４.５月分を４.１５月に改正するものでございます。本年５月の条例改正によりまして、平成２１年６月期における期末手当、勤勉手当の特例措置により凍結した０.２月分は引き下げ分の一部に充当し、１２月に支給する期末手当を支給月数１.６月から１.５月に、勤勉手当を支給月数０.７５月から０.７月に引き下げるものであります。

第２０条第３項の期末手当、第２１条第２項第２号の勤勉手当につきまして、再雇用職員の期末手当と勤勉手当の支給月数を２.３５月分を２.２０月に改正するものでございます。本年５月の

条例改正によりまして、平成21年6月期における期末手当、勤勉手当の特例措置により凍結した0.1月分は引き下げ分の一部に充当し、12月に支給する期末手当を支給月数0.85月から0.8月に引き下げるものであります。

第20条第5項、期末手当の役職加算をする職務の級を、4級以上から3級以上とするものでございます。

第25条につきましては、臨時的に任用された職員の給与についての条文整備でございます。

第4条関係の別表 給料表の改定につきましては、行政職給料表を、若年層の1級から3級の一部は改定は行いませんが、平均改定率マイナス0.2%に改定するものでございます。

次に附則でございますが、1．平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置。

4月から、この改定の実施時期前月までの期間に係る公民較差相当分0.22%を解消するため、12月期の期末手当で減額調整を行う。平成21年12月期の期末手当の額、これは基準額から調整額の と を足したものでございます。基準額、改正後の期末手当の額（一般職1.5月）。調整額、平成21年4月分の給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当掛ける100分の0.24掛ける8月、これは21年4月から施行の日の属する月の前月（11月）までの月数でございます。 、平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当掛ける100分の0.24。

2．弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年弥富町条例第51号）の改正。

平成18年4月に実施された給料表の切りかえ時に、平成18年3月31日時点の給料月額に達しない職員には、給料月額のほか、その差額相当額を給料として支給することとされている（平成18年3月31日現在の給料額を保障）が、当該保障額を0.24%引き下げる。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

杉浦敏議員、お願いします。

○10番（杉浦 敏君） 私は、議案第65号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして質疑をいたします。先ほど全員協議会でいただいた資料及び今の資料のあらましに準じまして質問いたします。

弥富市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のあらまし、第14条の住居手当廃止とありますが、これは自宅に係る住居手当を廃止するわけでありましたが、こういった理由でこれを廃止されるのでしょうか、その理由をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） ただいまの御質問の住居手当の引き下げの理由でございますけれども、全協の中でも御説明させていただきましたけれども、今回の給与改定につきまし

ては官民較差の解消でございます。官の住居手当につきまして、2,500円を現在支給しておりますわけでございますけれども、民との調整を図ったものでございまして、官においてもこの部分を引き下げるというものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） これにつきましては、第14条ですけれども、借家に住んでみえる方の手当は残すわけですね。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 議員御指摘のとおり、借家の手当についての改正は一切ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 先ほど課長の方から、人事院勧告ということでお話があったんですが、私としましては、借家の方には手当が続いて、自宅を持ってみえる方についてはこの手当は支給されないというのは、先ほどの課長の説明でちょっと納得いかないわけですが、次に第20条及び21条の一般職の期末手当及び勤勉手当の改正のことであります。トータルで4.5ヵ月分が4.15ヵ月に引き下げられますが、改正によって、平均的な職員の場合、幾らぐらいの金額の影響があるんでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 6月期及び12月期の期末・勤勉手当の減額に伴います一般行政職の職員の平均でございますけれども、12万円の年収の減になるというふうに想定をしております。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 年間で、職員、平均すると約12万円の減になるということで、大変大きな影響があるかと、改めて大きな問題があると感じております。

この質問に先立ちまして人事秘書課長の方にお話を伺いましたところ、ちょっと私も忘れておったんですが、これに続きまして平成19年12月議会、ちょうど2年前ですが、この議会で議決をされました給与条例の改正があります。これは、地域手当を100分の8から100分の3へ減額するというものでありまして、これは来年の4月1日から実施されるというような説明を受けております。これ大変額が大きいものでありまして、2年前の12月議会では私ども日本共産党はこの減額には反対をしているわけですが、当時、これが賛成多数で議決されております。4月、来年新年度からこれが適用されますが、この場合どれほどの金額の影響があるのか、お示ください。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、地域手当が8%から3%に減額されるわけですね。

れども、この影響額につきましては、そのもの自体の、地域手当引き下げ分の影響額は18万3,000円ほど、それからこの地域手当の廃止に伴いますはね返し分として6万7,000円ほどがあらうかと思っております。合計しますと、年収で25万円ほどの減収になろうかというふうに想定をしております。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今お話がありましたように、年収で25万という非常に大きな額なんですけれども、これが来年の4月から実施されるということで、ますます職員給与の問題というのは、先ほど全員協議会でも昨今の経済状況の問題についても言及がありまして、やはりこういうふうに、果たして人事院の勧告だからといって、それに単純に従ってしまうのが本当にいいのかということが強く問われているわけであります。

そこで市長に質問させていただきますが、まず第1に、今、一連の減額の措置が数字を述べられましたけれども、大変大きな額であると私は感じております。これでは職員の生活悪化をもたらすのではないか、あるいは職員の労働意欲、やる気の減退につながるのではないかと、非常に心配をいたします。これについてはいかがお考えでしょうか。

また、民生分野を中心にしまして、あらゆる分野の国の制度の改変などに伴いまして、自治体の受け持つその仕事の煩雑さは年を追うごとに増しております。それに伴い、自治体職員のこなすべき職務も、量的にも質的にも大変に負担の大きなものとなっております。市民の暮らしに役立つ市役所として、市の職員の皆さんに立派な活躍をしていただくためには、このような切り下げではなく、むしろ改善こそ必要ではないかと考えますが、市長の御見解をお聞きします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

一昨年から始まりました世界同時不況、一向に明るい兆しが見えないのは議員も御承知のとおりでございます。また経済状況も、民需の拡大という形の中で消費の拡大を図るわけでございますけれども、そういった中での給与の削減ということに対しては、逆行しているというようなことが考えられるわけでございますけれども、私どもといたしましては、現在のこの社会あるいは経済の状況というのは、私ども職員もしっかりと理解をするところであるというふうに思っております。いわゆる民間の厳しさというものを享受するということは今現在の状況の中では避けて通れない、そんな思いでございますので、御理解も賜りたいと思います。

また、職員の勤務におきましては、十分年間を通じ、その健康管理に努めてまいりますので、皆さんとともに御協力も賜りたいと、そんな思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） ただいま市長の御答弁の中にも言及をされていたわけではありますが、昨今の経済状況の問題は本当に早急な回復が望まれるところであります。

繰り返しになりますが、先週20日、菅直人副総理が11月の月例経済報告を出しましたが、物価の動向を総合してみると、緩やかなデフレ状況にあるとの見解を表明しました。政府がデフレと認定するのは、2006年6月以来3年5ヵ月ぶりとなっております。価格競争の激化が企業収益を圧迫し、賃金低下や個人消費の低迷につながりかねない状況に、政府も警戒感を強めております。多くの経済学者も言っておりますが、この問題を解決するためには今何が必要なのかということでもあります。それは、第一に購買力を高めることでもあります。企業の設備投資や個人消費など、その根本的なところに行政としての働きかけが必要であると感じるわけではありますが、今この給与の改正の条例は、いかにもこういう状況に逆行するものであると考えますが、改めて市長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

先ほど私の答弁の中でも申し上げましたように、経済というのは一つのスパイラルであろうかと思います。そうした形の中での成長路線をとるためには、やはり内需の拡大、消費の拡大というのが非常に大きな要因であることは間違いございません。しかしながら、こういった中で、企業の世界競争、あるいは企業の置かれている今現在の立場の中で、多くの従業員、社員の皆さんに、その分配という形での対価というものが十分考えられないという状況はいましばらく続くのではないかというふうに思っておるわけでございます。そうした中でデフレ的な傾向になるというのもある意味やむを得ない、そんな思いでございます。しかしながら、今後の経済成長、あるいは日本の経済の活性化ということについては、新政権そのものもしっかりとお考えになっていかれるというふうに思っておりますので、今後の日本経済の成長に期待をしていきたいと、そんな思いでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦敏議員。

○10番（杉浦 敏君） 私は、議案第65号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について反対をいたします。

今回の条例改正は、期末手当や勤勉手当の減額を中心に行われるものでありますが、新年度の地域手当の減額と合わせましても大変に大きな減額となり、今回の改正は、職員の労働意欲の減退、やる気の減退につながりかねないものと考えます。また、現在の経済状況から

考えましても、今なすべきことは、まさに官民という問題であれば、官こそが率先して国民の購買力を高めること、このことこそが今の経済状況を打開する大きな力となると私は考えます。先ほどの全員協議会の場合でも、何名かの議員の皆さんから現在の経済状況につきまして言及がありましたが、そういったお立場の方も、ぜひ今回の条例の改正には反対をさせていただきたいと思います。

以上、反対討論とします。

○議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤高清議員、お願いします。

○5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清でございます。

議案第65号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

このたびの給与条例の改正は、厳しい経済・雇用情勢が民間給与に反映されたことを受けて、公務と民間給与比較において公務が民間を上回っていることが明らかになる中、民間準拠の原則に基づき、人事院勧告がなされたものであります。弥富市職員には給料及び手当の引き下げという厳しい給与改定になりますが、国の職員との均衡をとることは重要なことであります。市民の理解を得ること、情勢に適合した適正な給与水準を確保することは、殊のほか重要なことであります。したがって、今回の条例改正に賛成をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、以上をもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第62号から議案第64号までの3件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの3件は、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第65号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒宮喜四美君） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、議案第65号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第66号は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成21年第3回弥富市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時37分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 渡 邊 昶

同 議員 伊 藤 正 信